



2015年4月9日

各 位

会社名 新華ホールディングス・リミテッド
(URL : www.xinhuaholdings.com)
代表者名 最高経営責任者 (CEO)
レン・イー・ハン
(東証マザーズ コード番号 : 9399)
連絡先 経営企画室マネージャー
高山 雄太
(電話 : 03-4570-0741)

株式会社テクノグローバルによる当社株式に対する公開買付けへの反対の意見表明のお知らせ

新華ホールディングス・リミテッド(以下、「当社」といいます。)は、株式会社テクノグローバル(以下、「公開買付者」といいます。)による当社普通株式に対する公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)に関して、平成27年3月16日に開示いたしました「株式会社テクノグローバルによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(留保)のお知らせ」において留保の意見を公表しておりましたが、本日開催の取締役会において、本公開買付けに対して反対の意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	株式会社テクノグローバル
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋兜町5番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 柏原 武利
(4) 事 業 内 容	指紋認証セキュリティの製品及びソリューション開発・販売
(5) 資 本 金	340,819,000円
(6) 設 立 年 月 日	平成7年3月22日
(7) 大株主及び持株比率 (平成27年3月3日現在)	柏原 武利 46% 齊藤 昌弘 25% 青柳 由一 10% 栃本 京子 7% 斑目 力曠 5% ※ 公開買付者が平成27年3月3日に提出した公開買付届出書の記載に基づくものです。
(8) 上場会社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	公開買付者は、当社の普通株式190,401株を所有しており、その保有割合は2014年12月31日現在の当社の発行済株式数2,499,999.79株(普通株式及びA種優先株式)に対して7.62%となります。
人 的 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき関係はありません。
取 引 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。

2. 買付け等の価格

普通株式1株につき、金900円

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、本公開買付けについて、平成27年4月9日開催の取締役会において、反対することを決議いたしました。したがって、株主の皆様におかれましては、本公開買付けに応募されないようお願い申し上げます。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けに関する意見の根拠

当社は、当社の了解のないまま本公開買付けが一方的に開始された後、本公開買付けに関する情報収集や検討等を進めてまいりました。

しかしながら、平成27年3月16日の時点では、公開買付者の概要、公開買付者の事業内容、沿革及び実績、本公開買付けを行うに至った目的、背景、経緯、本公開買付け後に公開買付者が企図する経営方針等の具体的な内容その他の本公開買付けの評価・検討に当たり重要であると考えられる多くの事項の詳細が明らかではありませんでした。そのため、同日開催された当社取締役会では、意見の表明を留保するとともに、公開買付者に対して質問を提示し、当該質問に対する公開買付者の回答を受領した後、それを踏まえて当社の賛否の意見を最終的に決定することが適切であると判断し、同日付で公開買付者に対して質問を提示いたしました。

かかる当社の質問を受けて、公開買付者は、平成27年3月24日に、対質問回答報告書を提出いたしました。また、公開買付者は、平成27年3月30日に、対質問回答報告書の訂正報告書（以下、かかる訂正後の対質問回答報告書を「本対質問回答報告書」といいます。）を提出しました。

当社は、公開買付者の代理人弁護士を通じて、公開買付者とも連絡を取り、本公開買付けに当社が意見を表明するに当たり、重要であると考えられる事項について協議を行いました。もっとも、かかる協議の結果、公開買付者による当社株式の取得が、当社の企業価値を高め、株主の皆様の利益に資することになるものであるとの確証は得られませんでした。

かかる協議と並行して、当社は、公開買付者が提出した公開買付届出書及び本対質問回答報告書、上記協議の結果、並びに、当社が収集した公開買付者に関する情報その他本公開買付けに関する情報を、詳細に評価・検討いたしました。

これらの検討を慎重に行った結果、当社取締役会は、本公開買付けは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損につながる可能性が否定できないと判断するに至り、平成27年4月9日開催の取締役会において、本公開買付けに反対の意見を表明する旨の決議を行いました。

② 本公開買付けに関する意見の理由

当社取締役会が本公開買付けに反対の意見を表明する旨の決議を行った具体的な理由は以下のとおりです。

(a) 公開買付者の概要、沿革、事業内容及び実績が不明であること

公開買付届出書によれば、公開買付者は、平成7年3月に設立され（設立時の商号：株式会社テクノイマジカ）、平成17年7月に柏原武利（代表取締役社長）がその経営権を取得した後、平成21年4月に株式会社テクノグローバルに商号を変更したとのことであり、また、公開買付者は、現在、指紋認証技術に基づく指紋錠などの入室システムやパソコンを指紋入力端末とする企業管理ネットワークシステムなどの指紋認証の応用分野に特化したビジネスを行っているとのことで、特に、今後、発展が期待されるスマートフォン向けアプリケーションの企画・開発を推進するため、「IT・システムコンサルティング事業」に注力しているとのことです（公開買付届出書2頁）。また、公開買付届出書によれば、公開買付者は、中国を含めた海外の生体認証・ネットワークセキュリティ・デバイス企業を傘下に収めることにより、世界に先駆けたセキュリティプラットフォームの構築とグローバル展開を実現したいと考えているとのことです（公開買付届出書2頁）。

しかしながら、当社が開示を要求した財務又は経営成績等に関する情報の一部は、開示を拒まれたこ

ともあり、当社が収集できた情報からでは、公開買付者の具体的な事業内容や実績は不明であり、事業運営の実態が把握できませんでした。

たとえば、公開買付届出書においては、公開買付者は、平成 17 年に「米国商務省の直轄団体でスタンダード&技術研究所（NIST）が進めている指紋認証方式の国際標準化プロジェクトに参加」と記載がありますが（公開買付届出書 15 頁）、本対質問回答報告書によると、現在は同プロジェクトには参加していないとのことでした。また、平成 17 年当時、日本企業で当該プロジェクトのファイナリスト 15 社に入ったのは公開買付者ともう 1 社の合計 2 社のみであった旨の回答がありましたが、そもそも、ファイナリストを選定する前の参加者が全体で何社あったのかが不明であるばかりか、日本企業が何社参加していたかも情報がなく、当社として 10 年前に当該プロジェクトに参加したことがあったとしても、当該プロジェクトの詳細が結局不明であり、当該事実を評価する十分な情報が得られませんでした。

また、公開買付届出書においては、公開買付者は、平成 17 年に「複数の認証デバイスを統合するインタフェース仕様の共有化を推進するため認証統合コンソーシアムを設立」との記載がありました（公開買付届出書 15 頁）が、その参加企業や進捗状況については、回答が拒まれたことから、これについても実態が分からず、評価が不可能でした。

さらに、公開買付届出書においては、公開買付者は、平成 17 年に「当社開発・製造部門をセキュアデザイン株式会社として会社分割」と記載していたことから、当社は、セキュアデザイン株式会社は公開買付者の完全子会社であるとの印象を抱いておりましたが、本対質問回答報告書によると、公開買付者と同社との間に、資本関係、人的関係、取引関係その他の関係はいずれも存在しないとのことであり、セキュアデザイン株式会社は現時点では、公開買付者と無関係の会社であることが判明いたしました。

このように、公開買付届出書に記載の会社の沿革で言及されている事項の多くが現在の公開買付者の事業内容と関連性がないと見受けられることから、公開買付者の事業の詳細は不明な点が多いと言わざるを得ません。

また、公開買付者に子会社関連会社はなく、従業員数は 12 名であるとのことで、比較的少数の従業員の会社規模であり、当社の協業相手として適当であるかどうかについても確認が得られませんでした。

株主についての情報も一部の開示が拒まれたことから、完全な情報が得られず、会社支配の実態が把握できませんでした。

さらに、公開買付者が行っていると称している事業は当社として取り扱っておらず、また生体認証・ネットワークセキュリティ・デバイス企業を傘下に収めるといった構想も持っていないことから、公開買付者が行っているとしている事業と、当社の現在及び将来の事業との関連性も希薄で、事業上のシナジー効果が見込まれるものとも思われませんでした。

この点、公開買付届出書によると、公開買付者は、中国におけるモバイルクラウドビジネスを営む中小企業に対して、当社が有するファイナンス・コンサルティングのノウハウを活用してファイナンス支援を行うとともに、公開買付者がその指紋認証技術を活かして構築したモバイル決済のセキュリティブプラットフォームを提供することを考えているとのこと（公開買付届出書 3 頁）。しかし、当社は、こうした構想の詳細や実現可能性についての十分な情報を得られておらず、当社にとってメリットがあるものと判断することはできませんでした。

(b) 本公開買付けは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するとは考えられないこと

公開買付届出書によれば、公開買付者は、安定株主として対象者の現経営陣に対して継続的な支援と助言等を行うために、本公開買付けを通じて、当社の普通株式を買い増すことを決定したものであり、上記の本公開買付けの目的を達成するにあたっては、当社の現経営陣の意向を踏まえた当社の株式取得を行うべきと考えている、と記載されております（公開買付届出書 2 頁）。しかしながら、本公開買付けは、当社の現経営陣の了解を得ないまま一方的に開始されており、公開買付者自身が掲げた、当社の経営陣の意向を踏まえた株式取得という理念、に反しております。

また、現時点では当社と公開買付者との間には何らの提携関係も存在しておらず、これまで当社から事業上の支援や協業を要請したこともなく、現時点において、そのような支援や協業の必要性を感じておりません。もちろん、当社としては、当社の事業・経営に関して、公開買付者と協議することを拒むものではなく、公開買付者から当社の企業価値ひいては株主共同の利益を増加させると合理的に考えら

れるような提案があれば、それを検討する所存ですが、公開買付者からは、業務提携の具体的な内容等について合理的かつ十分な説明がなされおらず、何らかの業務提携を実現するとしても、当社経営陣の事前の了解を得ないで公開買付けを開始することによって当社の株式を取得する必要があるのかどうかについて、当社の納得できるような合理的な説明はなされておられません。

本公開買付け後にどのように当社の経営に寄与するかについても、方針が不明であり、当社による質問にもかかわらず、本対質問回答報告書では、公開買付届出書に記載されたものとほぼ同内容様の抽象的な説明がなされるにとどまっており、当社としては賛成することができません。そもそも、当社の賛同が得られなければ業務提携を行うことは不可能であるにもかかわらず、当社の事前の了解なく公開買付けを実施する点において、公開買付者が真摯に当社との間の業務提携を企図しているものかについても確証が得られません。

以上のとおり、公開買付者からは、本公開買付けに関して、何を目的として、また、なぜ当社の事前の了解を得ることなく、公開買付けを開始したのか、合理的かつ十分な説明がなされていないと考えております。事前に合意を得ることなく一方的に本公開買付けを開始し、当社が要請してもいない指紋認証技術の利用を支援することを一方的に申し出るといふ強引な手法からすると、当社の他の株主の皆様への利益を顧みずに、公開買付者の利益を図るような取引を強いる可能性も否定できず、公開買付者から提供された情報からは、本公開買付けが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資すると判断することができませんでした。

以上の理由から、当社取締役会は、本公開買付けは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損につながる可能性が否定できないと判断し、本公開買付けに反対の意見を表明することといたしました。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本公開買付けの買付予定数の上限は、219,082株とされており、これにかかる議決権の数(219,082個)は、当社の総株主の議決権の数(2,499,999個)の約8.76%にとどまるものであることから、仮に上限に達する数の応募があったとしても、それにより当社の普通株式が東京証券取引所の株券上場廃止基準に該当することはないため、上場廃止となる見込みはありません。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者が提出した公開買付届出書によると、本公開買付け後に株式の追加取得等を予定しておらず、本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本公開買付けは、当社の賛同を得ずに開始されたものであり本公開買付けに関して当社と公開買付者との間には何らの合意も存在しません。公開買付者は、当社の普通株式190,401株を所有しておりますが、当社は公開買付者の株式を一切保有しておらず、また、公開買付者による当社株式の保有は当社の要請又は同意に基づくものでもありません。公開買付者と当社との間には、何らの人的関係、取引関係も存在せず、また、公開買付者は、当社の関連当事者にも該当しません。したがって、意見表明の公正性を担保する特段の必要はなく、利益相反も存在しません。

4. 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

当社は、本公開買付けに反対することを決議しておりますが、当社は、現時点において、本公開買付けに対して、いわゆる買収防衛策の導入等を行う予定はありません。なお、現在当社は取締役との間で支配権異動時の退任報酬契約を締結していますが、本公開買付けにより当該契約に抵触するような事象は発生しておりません。当該契約の詳細は、2013年11月21日付のプレス・リリース「退任報酬契約の締結に



関するお知らせ」をご参照ください。

7. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。
8. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

以 上



新華ホールディングス・リミテッドについて

当社、新華ホールディングス・リミテッドは複合的な事業を展開するグループ企業であり、主に中国及び日本を含むその他のアジアの地域において、金融サービス及びパブリックリレーションの事業分野において商品及びサービス並びにスマートフォン、テレコム・ソフトウェア・プラットフォーム、グローバル・メッセージング・ゲートウェイ及びモバイル広告プラットフォームの開発及びオペレーションを提供しています。東京証券取引所のマザーズ市場に上場（証券コード：9399）しており、香港に事業本部を構え、中国及び日本に拠点を配し、グローバルなネットワークを有しています。

詳細は、ウェブサイト：<http://www.xinhuaholdings.com/jp/home/index.htm> をご参照下さい。

本文書は一般公衆に向けられたプレスリリースであり、当社株式の勧誘を構成するものではなく、いかなる投資家も本書に依拠して投資判断を行うことはできません。当社株式への投資を検討する投資家は、有価証券報告書などの提出書類を熟読し、そこに含まれるリスク情報その他の情報を熟慮した上でかかる判断を行う必要があります。本書は多くのリスク及び不確定要素を含むいくつかの将来に関する記述を含んでいます。多くの事項が当社の実際の結果、業績または当社の属する産業に影響を与える結果、将来に関する記述で明示または黙示に示される当社の業績と実際の将来の数値とは大きく異なることがあります。